

# 令和5年度 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業の概要

## 1 目的

訪問看護ステーションの労働環境の改善を図るため、小規模な訪問看護ステーションが新たに事務職員を雇用し、看護職員の事務負担を軽減することで、看護職員が専門業務に注力できる環境を整備することを支援し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図る。

## 2 補助対象事業者の要件

要件	内 容
事業者	① 介護保険法第41条1項本文の指定を受けている者で、同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者であること（ <u>※みなし指定の病院及び診療所は含まれません。</u> ） ② 対象となる訪問看護ステーションの所在地が都内であること ③ 指定から1年以内で当該訪問看護ステーションに事務職員の配置がないこと。ただし、令和4年度本事業を活用して新たに配置したステーションは対象とする。
実地指導等	当該訪問看護ステーションに、都の実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が都へ提出され、改善が確認されていること。
人員	① 当該訪問看護ステーションの業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師について、常勤換算方法で2.5人以上となる員数を配置していること。 ② 法第8条第4項または健康保険法（大正十一年四月二十二日法律第七十号）第88条第1項及び同法第90条に規定する <u>訪問看護の経験を有する看護職員を配置していること。</u>
運営体制	<u>緊急時訪問看護加算の届出を知事に行っていること。</u>
地域連携の取組	<u>地域の関係事業所等との連携を推進するための取組を行うこと。</u>

## 3 対象経費

項目	対象経費	上限額	補助率
事務職員給与費	事業計画に基づき新たに雇用する事務職員の人件費（給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与及び手当。）	1,072円(時)	10/10
交通費	訪問看護ステーションが負担する事務職員の交通費	800円(日)	

※ただし、令和4年度本事業により配置した場合は、配置の日から起算して1年以内までにかかる経費。

## 4 事務職員の雇用条件

- 事務職員の勤務場所は当該訪問看護ステーションであること。
- 事務職員が従事する業務は、当該訪問看護ステーションにおける事務業務であること。
- 事務職員の雇用日が、原則、ステーションの指定日から起算して1年以内であること。
- 事務職員は、雇用日から原則1年以上当該訪問看護ステーションに勤務する見込みがあること。
- 知事へ申請した事業計画に基づき、新たに雇用すること。※事業計画提出前の雇用は原則対象とならない